

## 江戸川区私道防犯灯LED化事業 質問に対する回答（参加表明書関係）

No.	質問	回答
1	参加表明書類に押下する印鑑について 下記様式への捺印は実印ではなく使用印でもよろしいでしょうか？ ・参加表明書（様式第1号） ・応募企業概要（様式第2号-1）	ご提出いただく印鑑証明書と同一の印鑑をご使用ください。
2	参加表明書関係事項に関する質疑回答日について 実施要領（P5（4）回答日）では令和5年5月27日（木）となっておりますが、正しくは令和5年5月25日（木）と理解してよろしいでしょうか？	ご指摘のとおりです。
3	参加表明書に添付する書類について 実施要領（P4（4）ク 勘定科目内訳明細書の写し）で直近3年分の法人税確定申告書に添付したものを提出する事、と記載ありますが、全ての明細が必要となりますでしょうか？情報量が膨大となる為、最低限必要とされる箇所をお示し頂き、当該箇所をご提出する事では如何でしょうか？	財務諸表、確定申告書、勘定科目内訳明細書に限って、情報量が膨大であり印刷及び綴じ込みが現実的でないと応募者が判断した場合は、書類に代えてCD-RまたはDVD-Rにより提出することを可とします。
4	実施要領 4 ページ 6 法人税確定申告書、科目勘定内訳明細書につきまして、必要箇所をご教示頂けますでしょうか。	法人税確定申告書については、別表1から別表7まで、及び貸倒引当金関係の別表（ある場合のみ）をご提出ください。 勘定科目内訳明細書については、No.3の質問及び回答のとおりです。
5	実施要領 4 ページ 6 法人税確定申告書、科目勘定内訳明細書につきまして、単体納税が必要なのでしょうか。又は、連結納税が必要なのでしょうか。	江戸川区との契約名義法人分をご提出ください。
6	実施要領 4 ページ 6 法人税確定申告書、科目勘定内訳明細書につきまして、現在ご用意できるのは、22年3月期が最新のものですが、問題無いでしょうか。	問題ありません。
7	実施要領 2 ページ 3（1）エ 本件、グループによる提案を予定しております。応募者は本事業遂行に関するすべての責任を負いますが、物件の設置工事など有資格者にしかできない法令上認められない業務（銀行法や建設業法等により規制される業務）がある場合、応募者の責任において、構成員に履行させてよろしいでしょうか。	構成員の業務履行については、ご認識のとおりです。 ただし、各法令を各構成員が順守して業務遂行していくものとします。
8	賃貸借契約が2者間となります場合、当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が貴市より請け負うことが法令上認められない業務（銀行法や建設業法等により規制される業務）がある場合、当社は、当該業務を貴市から受注するのではなく、貴区の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差支えないでしょうか。（当社の発注は法的には再委託にはなりません、再委託の場合と同様に今回の企業グループ構成員に業務を行わせて良いでしょうか。）	No.7の質問及び回答のとおりです。
9	グループで応募する場合の、代表者は必ず賃貸借役割の事業者が担うという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
10	本件で、賃貸借役割(応募者、代表者)と施工管理役割(構成員)でグループを構成する場合、参加表明に係る各種提出書類(ア 参加表明書～ケ パンフレット)はグループの代表者分(賃貸借役割)のみの提出という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。